

# 第1章 総論



絵:やまだ よしと



絵：宮本 恭子

# 第1章 総論

## 計画の趣旨

### 1 千葉県次世代育成支援行動計画の趣旨・位置づけ

千葉県次世代育成支援行動計画（以下、「計画」という。）の策定に当たっては、「健康福祉千葉方式」の考え方に従い、徹底して県民の視点で検討を行いました。この計画は、子育て中の親など当事者を含む県民自らが「千葉県次世代育成支援アクションプラン策定作業部会」の委員となり、白紙の状態から意見を出し検討して創り上げたものです。策定作業の中間の時点では作業内容を「経過報告」としてまとめ、県民が主体となって組織した実行委員会と、県の共催によるタウンミーティングやミニタウンミーティング等を開催して、幅広く意見を聞くことでたくさんの県民に計画づくりに参加していただきました。タウンミーティングは県内各地で計6回、ミニタウンミーティングは計10回、約3,000人の参加をいただきました。この中には、子ども自身が主役の「子どもタウンミーティング」も開催されています。このほか、直接、県にいただいた意見もあり、作業部会の委員を中心に県民自らの手作りできとまとめた計画です。

この計画は、次世代育成支援に必要な「あるべき地域の姿」を明示して、その実現に向けて具体的な施策を記述しています。当事者である県民の視点から、児童福祉・教育・保健医療・就労・男女共同参画等の次世代育成支援に必要な分野を施策横断的に取りまとめています。

当事者の視点での記述ということにできる限りこだわり、基本理念や「あるべき地域の姿」などについては、「私たち」という表現を使いました。

この「私たち」は、記述された箇所により、あるときは、子ども自身であったり、親であったり、地域の住民であったり、また、あるときは千葉県であったりします。それぞれの当事者の立場から「私たち」と記述しています。

この計画は県の計画です。しかし、次世代育成支援に関係するものは、県自ら取り組むべき施策・事業のみならず、市町村、民間事業者、国などが取り組むべき施策・事業、県民自ら取り組んでいただきたいことなども必要に応じて盛り込んでいます。

市町村に対しては行動計画策定や取組みの指針として、また、県民をはじめ、関係機関・団体にとっては、自主的・積極的活動の指針として活用していただくものです。

#### 〔計画の行政的な位置づけ〕

千葉県次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく、次世代育成支援対策の実施に関する法定の行動計画です。

なお、この計画は、少子化社会対策基本法に基づく各種施策を推進するための体制を整備するものです。また、千葉県における次世代育成支援対策に関する総合的、基本的な計画であり、児童福祉法第56条の9に基づく千葉県の保育計画を含むものです。地域の福祉に関する部分は、地域福祉支援計画の部分計画としてその一部を構成します。

また、「千葉の教育“夢・未来2025”」や「第三次千葉県障害者計画」、「千葉県男女共同参画計画」等の県の関連諸計画との整合性を図ります。

#### キーワード 関連する県の計画

##### 千葉の教育“夢・未来2025”

現在の教育状況や、これからの社会の大きな変化に対応するとともに、次代の子どもたちが未来へ向けて夢を持つことができるような教育を実現するために、平成11年に千葉県教育委員会が作成した教育長期ビジョンです。

このビジョンでは、人々のふれあいと社会参加による活力ある地域コミュニティを実現することが教育活性化の鍵であると考え、教育や学校を巡る県民相互のコミュニケーション活動を支援し、県民と行政関係者との対話の機会を設けるなど、より開かれた教育委員会を実現し、本県の「ひとつづくり」を充実させることを目的としています。

##### 第三次千葉県障害者計画

「千葉県障害者施策長期推進計画」（昭和57年度～平成6年度）、「千葉県障害者施策新長期計画」（平成7年度～平成16年度）に続く、障害者計画（平成16年度～平成20年度）です。この計画は、平成16年7月、誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」を実現するため、健康福祉分野のみならず雇用・教育など幅広い分野にわたる様々な施策、事業を盛り込んで、障害者基本法に基づく県障害者施策の総合基本計画として策定しました。

##### 千葉県男女共同参画計画

「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月公布・施行）に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、県の男女共同参画施策を体系的・総合的に推進するため、平成13年3月に策定した法定計画です。

この計画は、概ね21世紀第一四半世紀（2025年）までを念頭に、主要課題と解決のための施策の方向性を示した「基本計画」と、平成17年度末までの当初5か年に実施する事業を位置づけた「事業計画」から成ります。

##### 千葉県保健医療計画

医療法に基づき医療機関の適正な配置を図り、健康増進から、疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る総合的な保健医療供給体制の確立を図るため昭和63年4月1日に策定し、おおよそ5年ごとに見直しを行っています。

平成13年12月に策定した現行の計画は、健康寿命の延伸や高齢に達せず死亡する早世の減少、さらには生活の質の向上等による、「県民一人ひとりが、健やかに暮らし、心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療システムづくりを目指しています。

### キーワード タウンミーティング

各種計画の策定や施策の実施等に当たり、直接県民各層の意見を聞くために開催される集会です。千葉県次世代育成支援行動計画の作成に当たっては、「千葉県次世代育成支援アクションプラン策定作業部会」が作成した経過報告をもとに開催しました。広域の圏域を対象に開催したタウンミーティングと、市町村単位、小学校区・中学校区単位、地区単位、グループ単位、専門職種等の様々な単位で開催したミニタウンミーティングがあります。

タウンミーティングとミニタウンミーティングともに、県が企画・開催して県民に意見を求めるという手法ではなく、地域ごとに実行委員会を作っただき、その実行委員会が日時・場所・内容等を自発的に決めて運営する県民主体の取組みをしています。平成16年(2004年)9月以降平成16年(2004年)12月までに、計6回のタウンミーティングと計10回のミニタウンミーティングが開催され、約3000人の方が参加して千葉県次世代育成支援行動計画について議論していただきました。



絵:いそべ さき

## 2 計画における「子ども・若者」の定義

この計画が対象とする「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児、児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広く含んだ概念として使っています。

## 3 計画期間

計画策定にあたっては、概ね10年後（平成27年度）の地域社会を見据えた上で、平成17年度を初年度とする5か年の計画としています。

## 4 圏域

千葉県では、「千葉県地域福祉支援計画」に基づいて、小学校区（地域によっては中学校区）を小域福祉圏、市町村を基本福祉圏、健康福祉センター圏域を広域福祉圏とする3層構造の福祉圏域を位置づけるとともに、小域福祉圏を地域福祉・地域社会づくりの基本として地域福祉の推進に取り組んでいます。

この計画においても、この圏域との整合性を図りながら、地域における次世代育成支援対策を推進していきます。

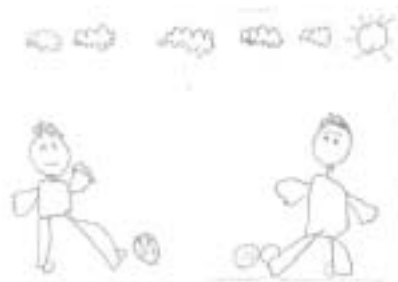
### キーワード 千葉県地域福祉支援計画（「福祉力(ちから)！」計画）

平成16年3月に策定された、社会福祉法第108条の規定に基づく計画で、県独自の「新たな地域福祉像」とその実現に向けての具体的施策を盛り込んでいます。計画期間は、平成16年度から平成20年度までの5か年計画です。

この計画では、(1)誰もが、(2)ありのままに・その人らしく、(3)地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」の実現に向け、誰もが持っている人の「福祉力(ちから)」、埋もれている地域の「福祉力(ちから)」を掘り起こし、ネットワーク化して、住民自らが新たな地域社会の構築していくこととしています。

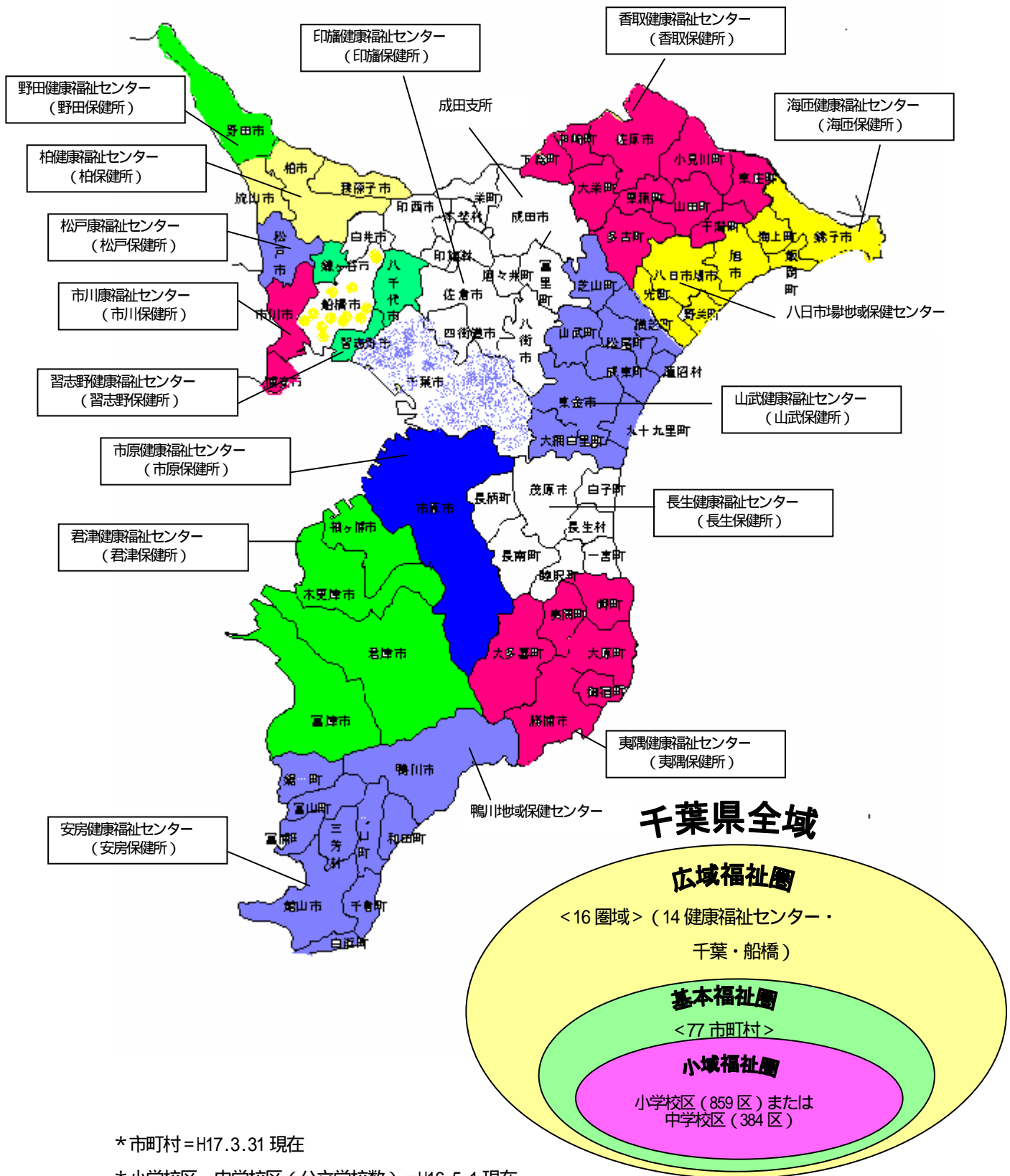
### キーワード 小域福祉圏

「小域福祉圏」はベビーカーを押していける程度の「生活圏」です。子どもや若者の健やかな成長と自立を保障し、世代・性別・職業の違いを越えて共生する「身近な他人による支え合い」をつくる単位です。



絵：にしやま きょうた

図1- -1 地域福祉圏域の3層構造図



「千葉県保健医療計画」で定める二次保健医療圏域内に広域福祉圏域が複数ある地域については、特に地域内の広域福祉圏域間での連絡・調整を図り、保健・医療・福祉の連携を図るものとします。

## 市町村への提案

### 1 県と市町村の役割分担

この計画は、次世代育成支援に関し、当事者の視点から見た「あるべき地域の姿」と具体的な施策を提示しています。その内容は、全県的な見地からとりまとめたものです。

計画を真に実効性のあるものにするためには、県と市町村、そして県民がそれぞれの役割を分担しながら連携・協働する必要があります。特に市町村には、県が対応する広域的・専門的な事項を除いて、積極的な役割を担っていただくことを期待しています。

各市町村が実情に合わせて、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、市町村独自の施策が行われることは当然のことです。しかし、市町村民は同時に県民であるという視点から、県が進める施策等について、県と各市町村は協議し、整合性を図りながら推進していくことが重要です。

各市町村においては、この計画を参考とした上で、地域特性を十分に考慮して、自らの創意工夫のもと、各々の実情に応じた具体的な次世代育成支援対策を展開することを期待しています。

なお、法令等により県や市町村の固有の事務とされているものを除き、県と市町村の役割分担を以下のように整理してみました。

#### 千葉県役割

県が考える次世代育成支援に関する「あるべき地域の姿」を提案し、その実現に向けた具体的な事業メニューを提示します。そして、

- ・市町村が取り組む、次世代育成支援対策推進のための施策や次世代育成支援の基盤整備
- ・市町村の圏域を越えて広域的に取り組むべき事業や市町村での対応が困難な技術的・専門的に取り組むべき事業の実施、広域的な観点からの市町村間の調整
- ・先駆的・モデル的に実施すべき事業
- ・地域における次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体、事業主等が次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援
- ・事業主が行う次世代育成支援対策の実施のための行動計画の策定や取組みの支援などを行います。



## 市町村の役割

住民にもっとも身近な自治体として市町村は、次世代育成支援対策推進の中心的な実施主体としての役割を担うこととなります。そこで、

- ・行動計画をはじめ、市町村が考える「あるべき地域の姿」の提示と具体的施策の推進
- ・市町村圏域内の地域における次世代育成への支援策の推進
- ・住民が利用しやすい子育て支援サービスや環境の整備
- ・地域における次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体や事業主等が次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援
- ・事業主が行う次世代育成支援対策の実施のための行動計画の策定や取組みへの支援などを推進することが期待されます。

## 2 市町村における「健康福祉千葉方式」推進の提案

次世代育成支援対策推進にあたっては、「健康福祉千葉方式」による施策展開が市町村においても重要と考えます。

「健康福祉千葉方式」は、対象者横断的な施策展開と県民と行政との協働を二つの特徴としています。対象者の横断的な施策展開は、本来は、福祉分野における対象者横断的という意味でしたが、いまや「超福祉」の視点からの施策分野を越えた横断的な施策展開も意味しています。次世代育成支援は、福祉、保健医療、教育、就労、男女共同参画等これまでの施策分野を越えて施策の展開を図る必要があります。

県民と行政との協働は、行政や学者が机の上でつくる「既製服型」の施策ではなく、支援を必要とする人や現場で働いている人などの当事者の視点で、当事者自らが参加・参画して身の丈にあった「オーダーメイド」の施策をつくり、実行することを意味しています。

県のこの計画はまさにこの方式でつくったものですが、各市町村においても「健康福祉千葉方式」による住民参画型の次世代育成支援対策が重要です。

市町村においても住民と行政が協働して、当事者の視点から分野横断的に次世代育成支援対策が行われることを提案します。



絵：なかだ あつし

### 3 県と市町村との連携の確保に向けて

#### (1) 本計画の意義と内容等への理解と協力

本計画の実効性を確保するため、県が全市町村に計画の意義と内容等について説明し、相互の連携を図ります。併せて、「健康福祉千葉方式」の理念・方法を説明し、その普及に努めます。

特に、市町村長等を対象とした「トップセミナー」の開催や、県民が主体となって組織した実行委員会と県・市町村の共催によるタウンミーティング等を開催します。

#### (2) モデル事業の実施

市町村が行う、他の市町村の先駆けとなる事業やモデルとなる事業を積極的に支援します。県においても、先駆的・モデル的事业を実施します。

特に、計画の趣旨・内容に賛同し、県と協働して、積極的に他の市町村のモデルや先駆けとなる事業を行う市町村を、「先駆的・モデル市町村」として募集します。

#### (3) 情報の共有化と相談支援

次世代育成支援の中心的役割を担う市町村と情報の共有を図るため、県の持つ次世代育成支援に関するノウハウや知識の提供、実践事例の紹介等を積極的に行います。また、事業の実施に当たっての具体的な相談支援と、提案等可能な限りの支援を行います。

#### (4) 市町村間の調整

市町村間で調整が必要な事項については県で調整を行います。

県は、各市町村の取組み状況の差異が明らかになる資料を積極的に作成し、市町村における取組みを促します。



絵：くらた ちか

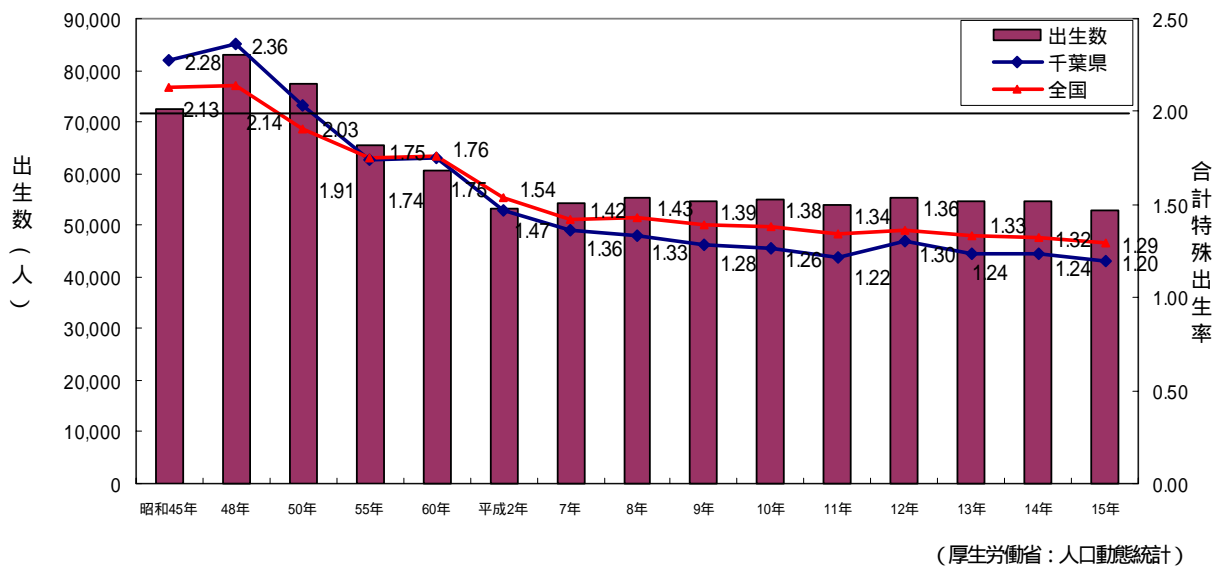
## 少子化等の現状及び課題

### 出生数及び合計特殊出生率の推移

千葉県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年の約8万3千人をピークに減少傾向が続き平成15年には、約5万3千人となっています。第二次ベビーブーム世代が、30歳前後という本来であれば親になる年齢に到達していながら、これに見合う出生児数の増加が見られません。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数の推計値）は、昭和51年に2.0を下回ってから一時的な上昇はあるものの長期低下傾向が続いています。昭和60年以降は全国平均を下回り、平成15年は1.20（全国 1.29）で、前年の1.24（全国 1.32）を下回り、全国順位第42位という状況です。

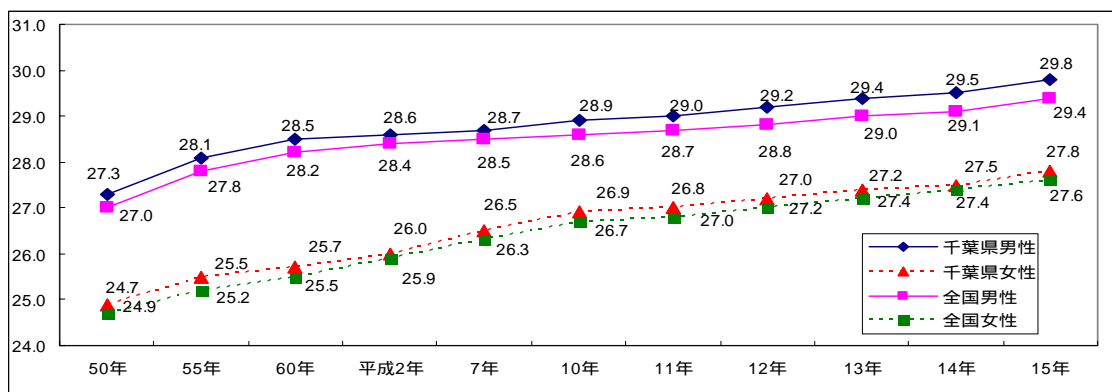
図1- -1 出生数と合計特殊出生率の推移



### 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は全国的に上昇を続けています。千葉県の平均初婚年齢は全国の平均よりも高く、昭和50年に男性27.3歳、女性24.9歳であったのが、平成15年には男性29.8歳、女性27.8歳となるなど晩婚化が進んでいます。

図1- -2 平均初婚年齢の推移

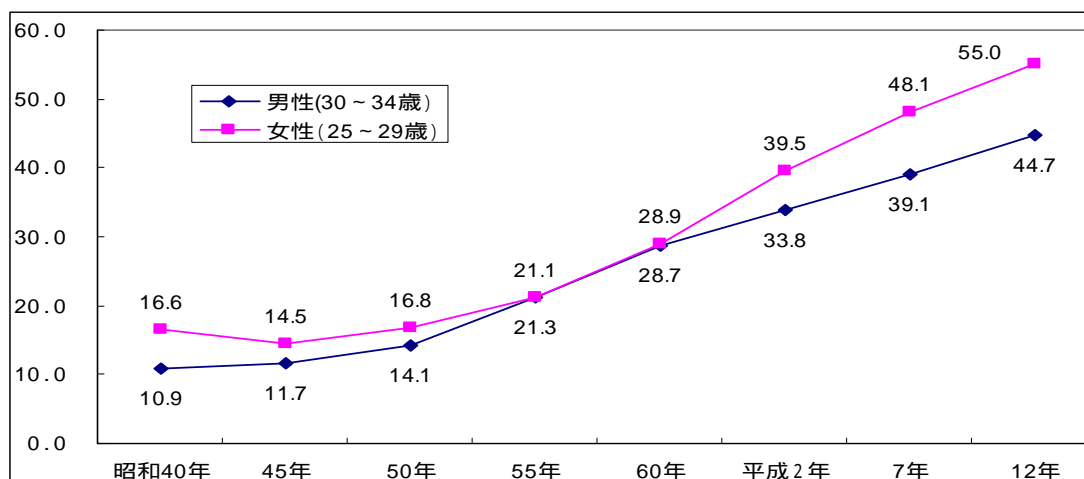


## 未婚率の上昇

男女ともに20歳代から30歳代の未婚化が進んでいます。千葉県の女性の25歳から29歳の未婚率は、昭和40年の16.6%から平成12年の55.0%と30年間で3.8倍に増えています。男性の30歳から34歳の未婚率は10.9%から44.7%と4.1倍と同じく増えています。

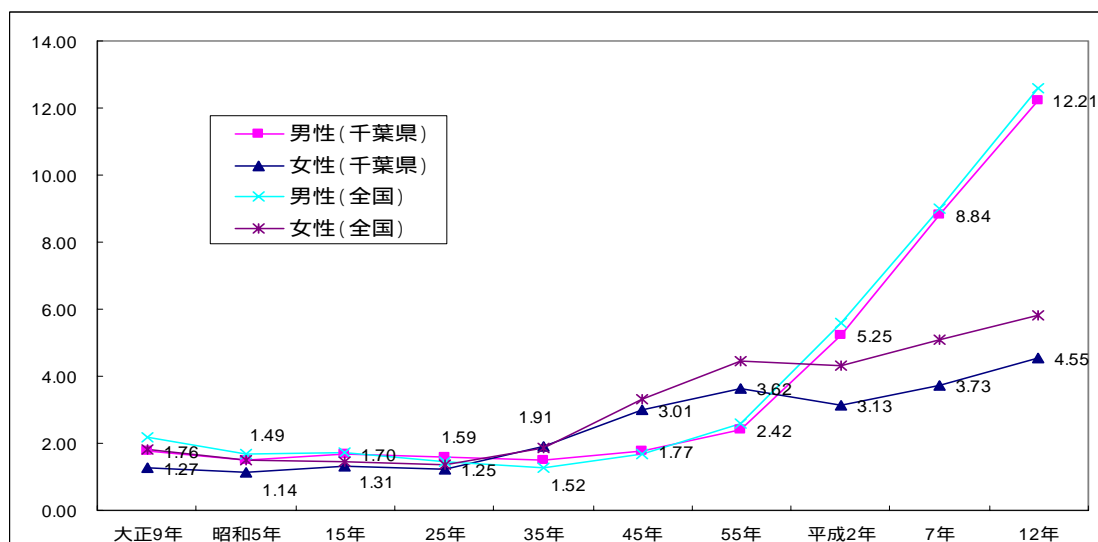
また、生涯未婚率(50歳時点の未婚率を示す)は、大正9年には男性は1.8%、女性は1.3%でしたが、昭和55年以降男性は急増し、平成12年には12.2%となりました。女性も平成12年は4.6%となるなど結婚しない人が増加する傾向にあります。

図1- 3 未婚者の割合の年次推移(単位: %)



(総務省統計局: 国勢調査)

図1- 4 生涯未婚率の年次推移(単位: %)



(総務省統計局: 国勢調査)

## 将来の人口の見通し(少子化の新たな要因: 夫婦出生力の低下)

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、全国、千葉県ともに、年少人口は一貫して減少すると推計されています。これまでの晩婚化に加え、夫婦の出生力の低下の傾向が確認されたことから、2050年の合計特殊出生率が1.39と推計され、前回推計(平成9

年)の1.61と比べて、少子化が一層進むという結果となっています。

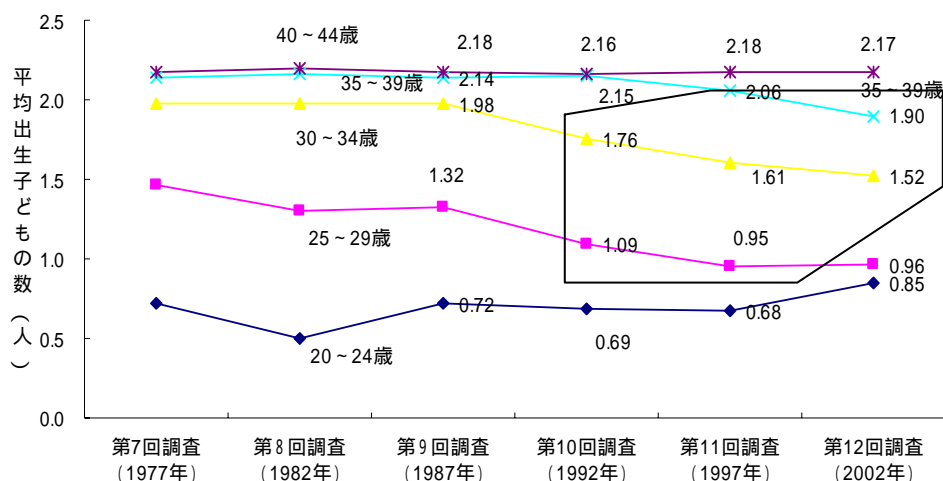
現状のまま推移すると、平成18年をピークにわが国の総人口は減少すると予測されています。千葉県においても、平成27年には減少をはじめると推計されています。

表1- -1 将来人口の見通し (単位：千人)

区分		H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	H32年 (2020)	H37年 (2025)	H42年 (2030)
総人口	千葉県	5,926	6,036	6,093	6,095	6,037	5,923	5,764
	全国	126,926	127,708	127,473	126,266	124,107	121,136	117,580
年少人口 (0～14歳)	千葉県	844 (14.2)	823 (13.6)	803 (13.2)	763 (12.5)	704 (11.7)	650 (11.0)	608 (10.5)
	全国	18,505 (14.6)	17,727 (13.9)	17,074 (13.4)	16,197 (12.8)	15,095 (12.2)	14,085 (11.6)	13,233 (11.3)
生産年齢 人口 (15～64歳)	千葉県	4,244 (71.6)	4,160 (68.9)	3,990 (65.5)	3,763 (61.7)	3,633 (60.2)	3,542 (59.8)	3,402 (59.0)
	全国	86,380 (68.1)	84,590 (66.2)	81,665 (64.1)	77,296 (61.2)	74,453 (60.0)	72,325 (59.7)	69,576 (59.2)
老年人口 (65歳以上)	千葉県	838 (14.1)	1,053 (17.4)	1,301 (21.3)	1,569 (25.7)	1,700 (28.2)	1,731 (29.2)	1,755 (30.4)
	全国	22,041 (17.4)	25,392 (19.9)	28,735 (22.5)	32,772 (26.0)	34,559 (27.8)	34,726 (28.7)	34,770 (29.6)

注)人口欄の( )は総人口に占める割合を表す。(国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口」平成14年1月推計  
「都道府県の将来推計人口」平成14年3月)

図1- -5 妻の年齢別に見た、平均出生子どもの数の推移



注：表中の実線の囲みは夫婦の平均子どもの数に低下が見られる部分。

(国立社会保障・人口問題研究所：出生力調査、出生動向基本調査)

### 理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差は0.4人

出生動向基本調査によれば、昭和52年以降(5年毎調査)、夫婦の理想とする子どもの数は2.5人ないし2.6人で推移していますが、実際に生まれる平均の子どもの数は2.2人前後で推移し、0.4人程度の乖離が見られます。

子供が一人いて、「もう少しいろいろな支援や制度が企業の中でも充実してくればもう一人二人生みたい」という声がたくさんあり、条件が整えば、五組の夫婦のうち二組はもう一人子どもを生みたいと思っているものと考えられます。

表1- 2 出生動向基本調査による結婚持続期間別、平均理想子ども数、および平均予定子ども数の推移

結婚持続期間	平均理想子ども数					平均予定子ども数				
	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
	(1977年)	(1982年)	(1987年)	(1992年)	(1997年)	(1977年)	(1982年)	(1987年)	(1992年)	(1997年)
0～4年	2.42人	2.49	2.51	2.40	<b>2.33</b>	2.08人	2.22	2.28	2.14	<b>2.12</b>
5～9年	2.56	2.63	2.65	2.61	<b>2.47</b>	2.17	2.21	2.26	2.19	<b>2.12</b>
10～14年	2.68	2.67	2.73	2.76	<b>2.58</b>	2.18	2.18	2.20	2.25	<b>2.18</b>
15～19年	2.67	2.66	2.70	2.71	<b>2.60</b>	2.13	2.21	2.18	2.18	<b>2.23</b>
20～24年	2.75	2.60	2.71	2.69	<b>2.67</b>	2.22	2.17	2.23	2.17	<b>2.21</b>
25年以上	2.86	2.70	2.77	2.70	<b>2.58</b>	2.46	2.26	2.25	2.19	<b>2.14</b>
総数	2.61人	2.62	2.67	2.64	<b>2.53</b>	2.17人	2.20	2.23	2.19	<b>2.17</b>
(標本数)	(8,314)	(7,803)	(8,348)	(8,627)	<b>(7,069)</b>	(8,129)	(7,783)	(7,995)	(8,295)	<b>(6,427)</b>

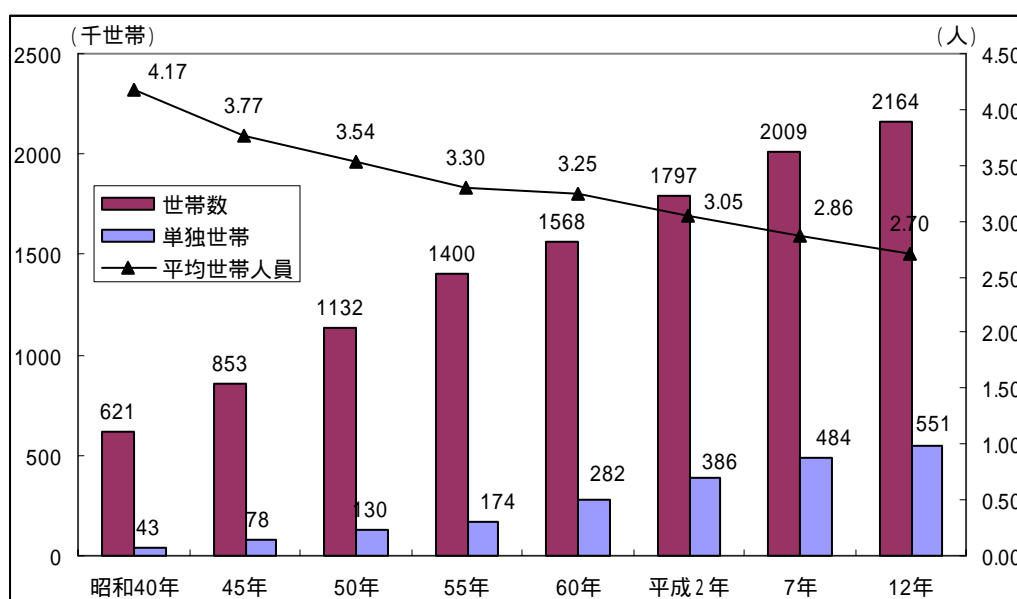
注：各回調査とも初婚同士で妻の年齢50歳未満の夫婦を対象として計算。過去の調査については比較のため再計算を行った。  
 このため過去の調査とはわずかに異なる。( )内の標本数は理想子ども数、予定子ども数不詳を除いた数。  
 (国立社会保障・人口問題研究所『第11回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)第 報告書-日本人の結婚と出産-』)

### 世帯の小規模化の進展

昭和40年には、千葉県の平均世帯人員は4.17人で、世帯数はおよそ62万1千世帯、単独世帯数はおよそ4万3千世帯で、単独世帯の占める割合は7.0%でした。

以降、平均世帯人員の減少と単独世帯数の増加が進み、平成12年には平均世帯人員2.70人、世帯数はおよそ216万4千世帯、単独世帯数は55万1千世帯となり、全世界帯の約4分の1は単独世帯となっています。

図1- -6 平均世帯人員及び世帯数の推移



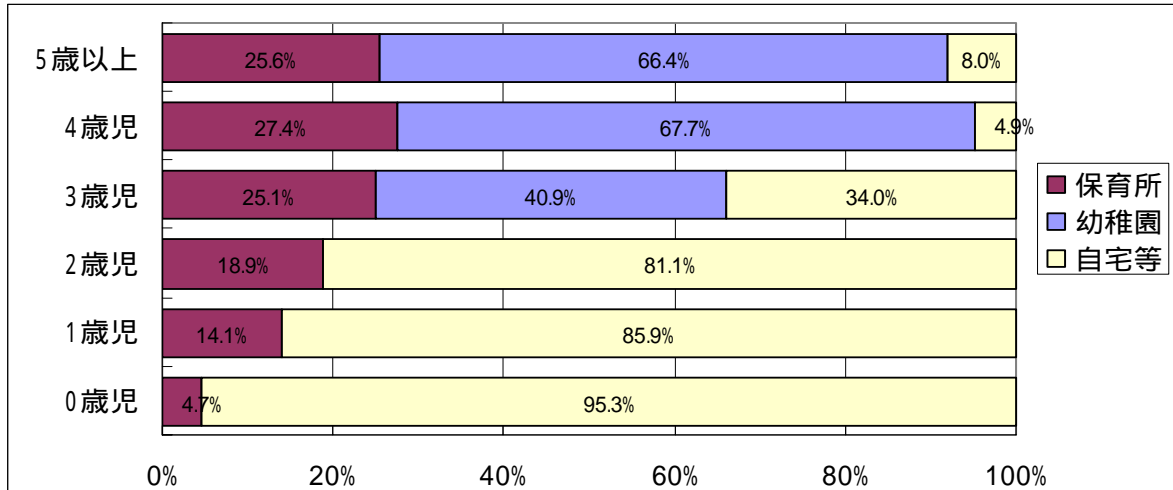
(総務省統計局：国勢調査)

### 小学校入学前の児童の状況

本県の平成 16 年度における小学校入学前の児童の養育状況をみると、29.9%が幼稚園、19.5%が保育所、50.6%が自宅等で養育されています。

年齢別では、3 歳児未満の 12.7%が保育所、87.3%が自宅等で養育されています。3 歳児以上では、50.6%が幼稚園、29.9%が保育所、19.5%が自宅等で養育されています。

図1- -7 小学校入学前の児童の状況



(幼稚園入園児童数：学校基本調査(県統計課 平成 16 年 5 月 1 日現在) 保育所入所児童数：市町村保育状況調査 (県児童家庭課 平成 16 年 4 月 1 日現在) 人口：住民基本台帳(16 年 4 月 1 日現在))

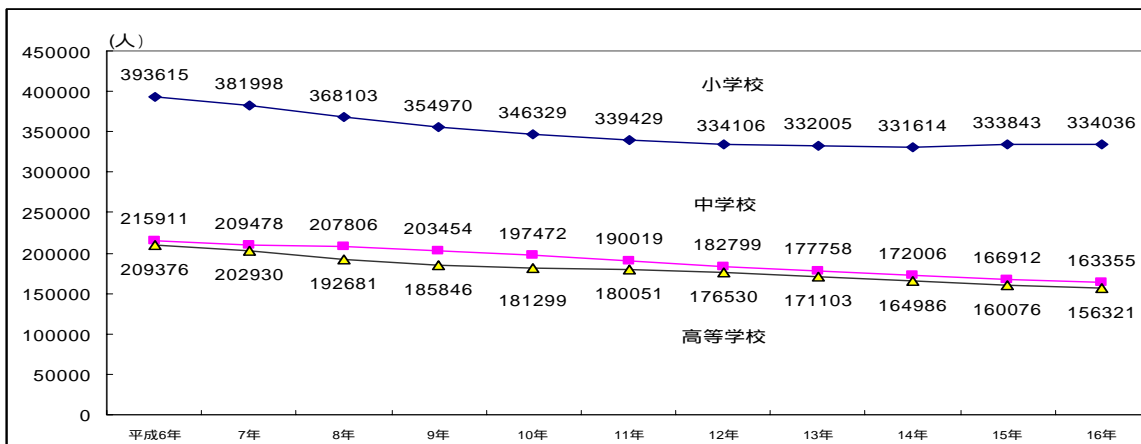
### 児童、生徒数の推移

本県の平成 16 年度の小学校の児童数は 334,036 人で、昭和 58 年度から平成 14 年度まで減少し続けましたが、15 年度から増加し、16 年度では 193 人(0.1%)前年度より増加しました。しかし、第 1 学年の児童は、55,545 人で前年度より 970 人(1.7%)減少しています。

中学校の生徒数は昭和 62 年度から減少を続けており、16 年度は 163,355 人で前年度より、3,557 人減少しました。

高等学校の生徒数は、16 年度は 159,292 人で前年度より 4,091 人減少しています。

図1- -8 小・中・高等学校の生徒数の推移

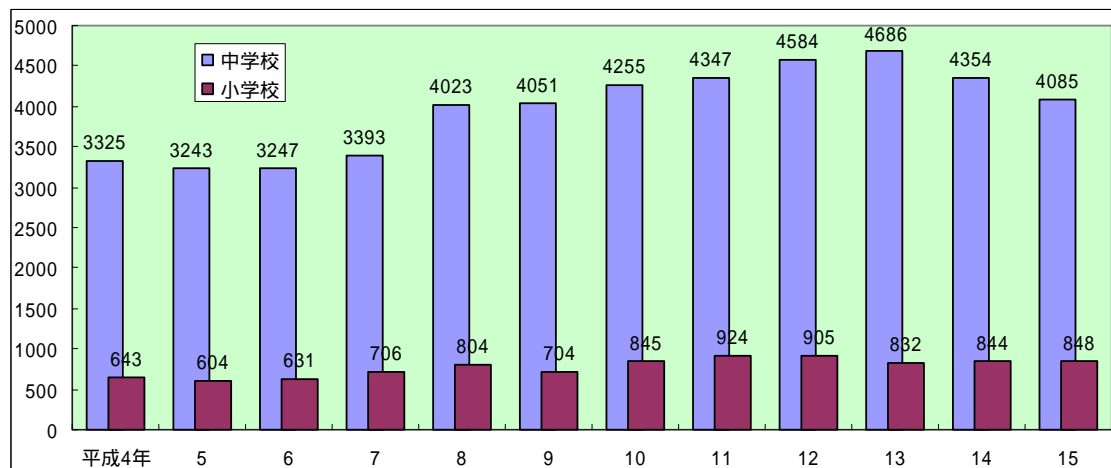


(県統計課：平成 16 年度学校基本調査)

## 不登校児童生徒数

平成 15 年度の小・中学校における不登校児童・生徒は、小学生が 848 人で前年度より 9 人増加しています。中学生は 4,085 人で前年より 216 人減少しました。

図 1- -9 不登校児童生徒数の推移(千葉県)(単位:人)



(県統計課:平成16年度学校基本調査。不登校児童、生徒数学校基本調査において前年度30日以上欠席者(病気、経済的理由によるものを除く)上記のデータは国立・私立小・中学校を含む数である。)

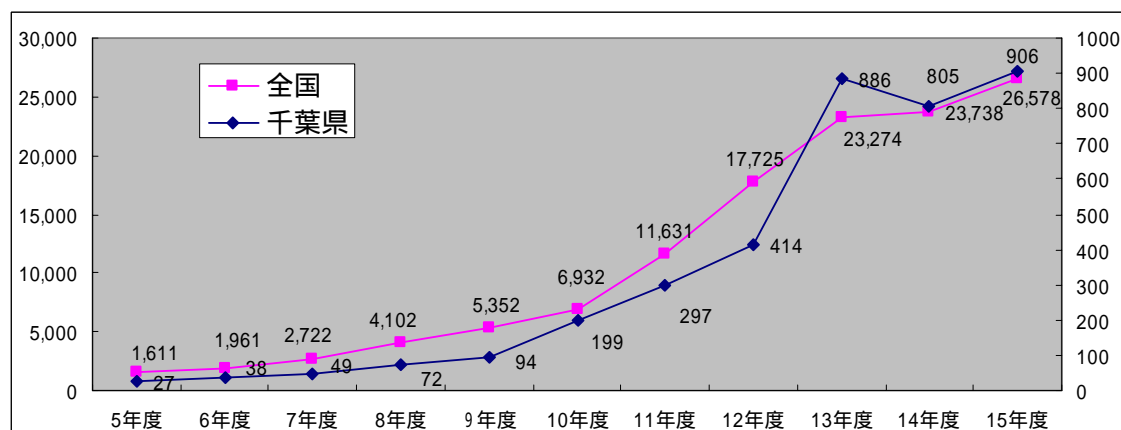
## 深刻化する児童虐待

児童相談所で取り扱った虐待の相談処理件数は、平成5年度には全国1,611件、千葉県27件でありましたが、平成15年度には全国26,578件、千葉県906件と全国件数は16倍、県内件数では34倍となっており、児童虐待は深刻な問題となっています。

(全国:件)

図 1- -10 児童相談所における虐待処理件数

(県:件)



(県児童家庭課:社会福祉行政業務報告例)

## 高等学校卒業後の状況

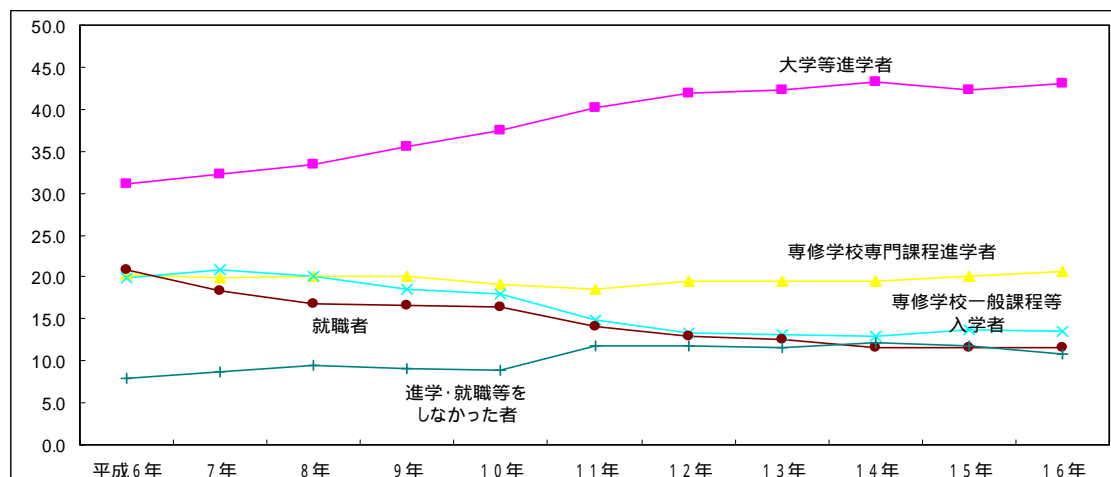
平成16年3月の高等学校卒業者は53,304人で前年より1,921人(3.5%)減少しています。卒業後の進路の状況は、大学への進学者が22,950人、率にして43.1%で前年より0.8%上昇しており、大学進学率は上昇しています。一方で就職率は低下傾向にありますが、平成16



年は就職者6,213人に、大学、専修学校等へ入学者のうち就職した者32人を加えた就職者総数は6,245人、率にして11.7%で前年と同率でした。

また、大学、専修学校、職業訓練施設等への入学又は就職をしなかった者は5,769人(10.8%)で、そのうち2,083人は一時的な仕事についていますが、3,686人(6.9%)は進学、就職、一時的な仕事もしていない状況です。

(%) 図1- -11 高等学校卒業者の進路の状況



(県統計課：平成16年度学校基本調査)

### 生活基盤の脆弱化による若者の自立の遅れ

親と同居し、基礎的生活条件を親に依存している20歳代後半から30歳代の未婚者(いわゆる、パラサイトシングル)が増えています。

国立社会保障・人口問題研究所による「第2回全国家庭動向調査」では、25歳から49歳の未婚者で親から経済的支援を受けている人の割合は、男性30%、女性40%、更に親に身の回りの世話をしてもらっている人の割合は、男性52%、女性73%に上っています。

表1- -3 成人子の配偶関係、性別、年齢別にみた世話の内容

子の配偶関係 性別・年齢	総数	身の回り	出産 孫の世話	病気の 世話	悩み事の 相談相手	経済的 支援	特になし
未婚	2,011	51.8 %	0.6 %	11.8 %	12.3 %	29.7 %	8.2 %
男性	964	50.9	0.8	13.4	13.8	40.9	5.6
女性	646	52.9	0.5	10.8	11.9	22.0	9.6
有配偶	401	51.9	0.5	9.7	9.2	15.2	12.2
男性	1,185	73.1	1.4	18.1	30.5	39.8	8.4
女性	677	72.7	0.9	18.9	32.2	49.6	5.5
未婚	334	79.9	1.5	16.8	29.6	50.5	8.1
有配偶	174	61.5	2.9	17.2	25.3	19.5	20.1
男性	921	23.0	49.7	13.5	16.1	45.3	20.1
女性	218	24.8	58.5	9.6	16.5	58.7	15.6
有配偶	454	22.7	51.5	14.1	15.2	44.7	20.3
未婚	249	22.1	56.2	15.7	17.3	54.5	23.7
男性	1,117	24.2	66.1	20.5	37.0	28.0	14.0
女性	293	25.9	51.2	16.4	40.6	29.0	15.4
有配偶	557	24.4	73.6	22.1	37.3	29.4	12.0
未婚	267	21.7	66.7	21.7	32.2	24.0	16.5

国立社会保障・人口問題研究所：全国家庭動向調査 結果の概要(2003年3月)

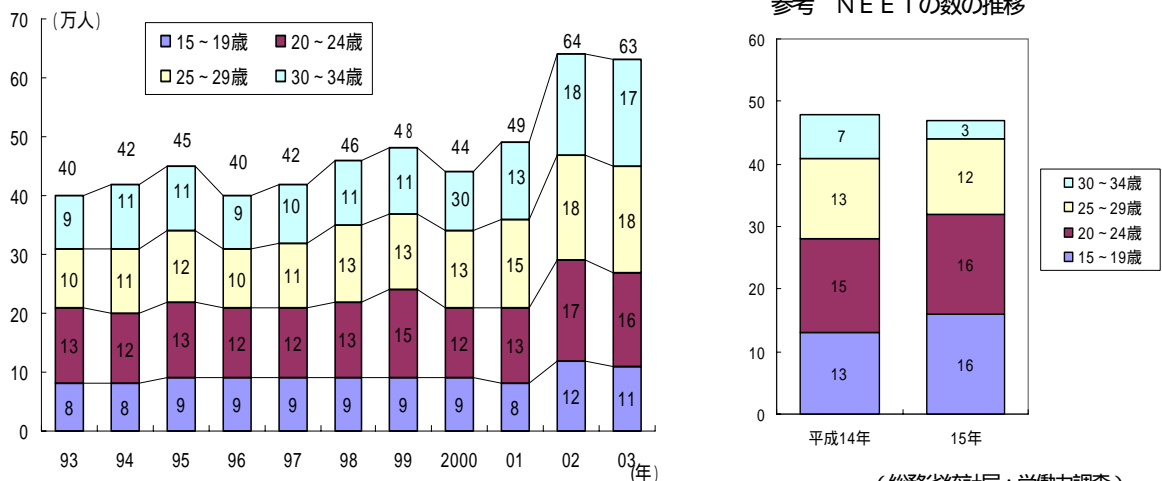
また、厚生労働省の推計では昭和 49 年には 50 万人いるとされたフリーターは、平成 14 年には 209 万人、平成 15 年では 217 万人に急増しているとしています。

このような現象の背景には、バブル経済の崩壊以降、長引く景気低迷により、雇用不安が広がる中、若年労働者が、就職することができない状況があり、また、仮に職につけたとしても、その身分は正規従業員ではなく、派遣社員、パート、アルバイトなど、非正規従業員化が進んでいます。わが国の一般的な賃金体系では、正規従業員と非正規従業員の賃金の格差は極めて大きいので、こうした若者にとって自立することを難しくしています。

正規従業員にならず、パート、アルバイトなどの非正規従業員として低賃金で働くフリーターの増加により、若者の経済的基盤の脆弱化、不安定化が進んでいます。家庭を持ち、家族を養うに足る収入を確保することができず、結婚したくてもできない、子ども生みたくても育てることができないなど、晩婚化、未婚化、子どもを生まない傾向を一層進行させる要因の一つともなっています。

さらには、学生でもなく、職業訓練もしていない無業者いわゆるニート(Not in Employment, Education or Training)が増加しています。就職の意思がない点でフリーターと異なります。2004 年の労働経済白書では、15 歳から 34 歳の若年層のうち、平成 15 年のニートは約 52 万人に上ると推計されています。このようなニート増加の背景には、経済状況、産業構造の変化や本人の技術・技能の問題、希望する職業がない、何をしたいのかわからないなどの心の問題があるといわれています。

図 1- -12 無業者の増加



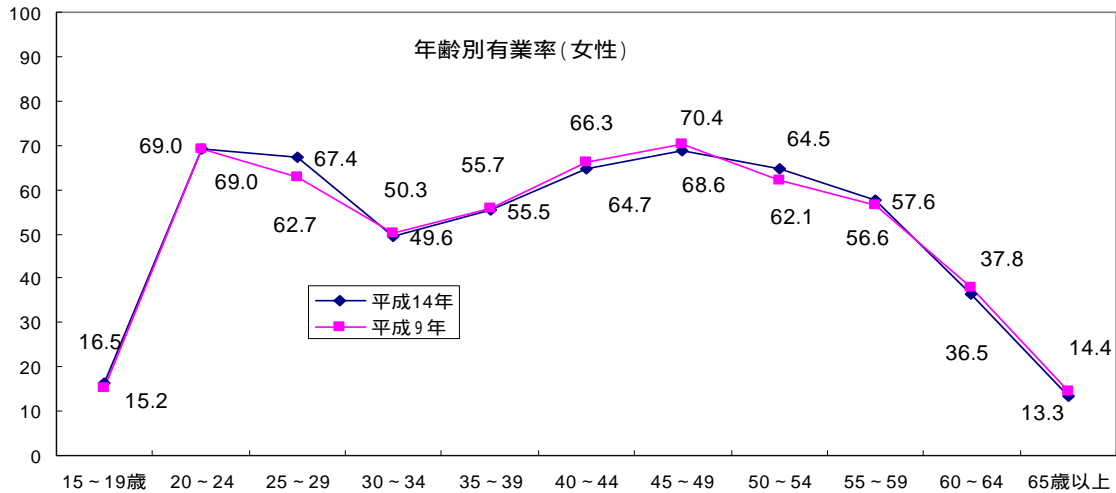
(注) NEETの数の推移については、平成 16 年版労働経済白書の推計、かつ総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」を厚生労働省労働製作担当参事官室にて特別集計 (総務省統計局：労働力調査)

## 千葉県の女性の年齢階級別就業率

女性の就業率を年齢階級別に見ると20～24歳層と45～49歳層を左右のピークとし、30～34歳層を最下点とするM字型カーブを描いています。

平成9年と平成14年を比較すると、25～29歳層が4.7%増加し、30～34歳層は0.7%減少しています

(%) 図1- -13 女性の年齢別有業率

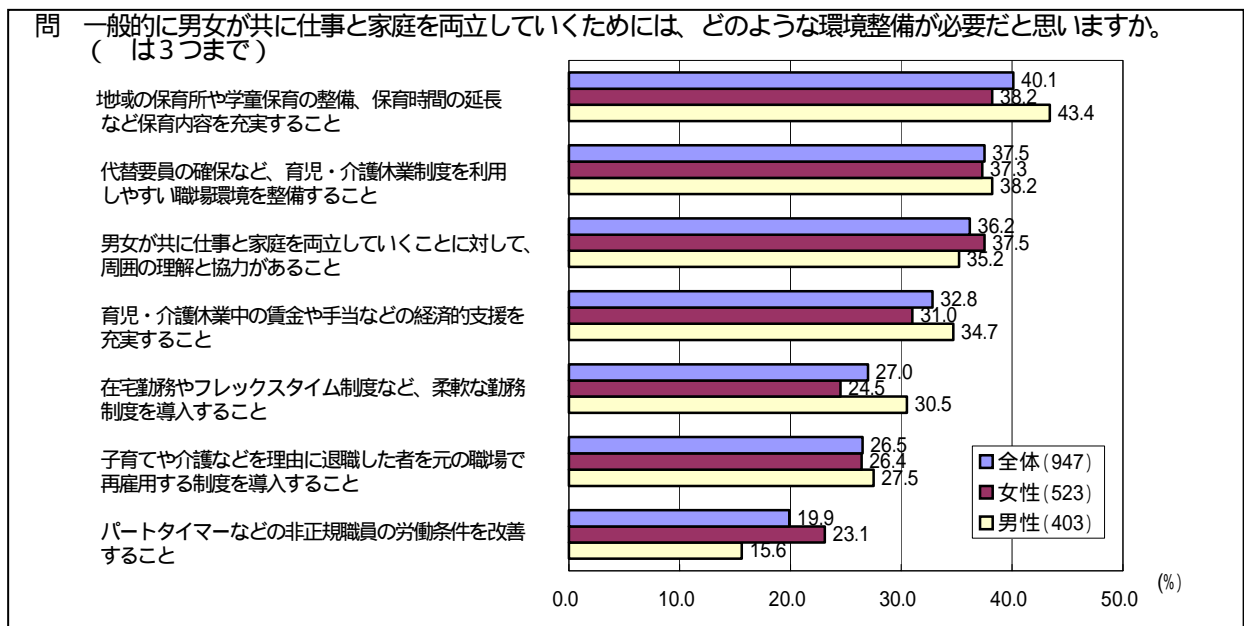


(総務省統計局：平成9年、平成14年就業構造基本調査)

## 仕事と家庭生活の両立のための環境整備

県では、平成16年9月に「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」を行いました。この中で、男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な環境整備については、男女ともに「地域の保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」と回答している割合が、最も高くなっています。

図1- -14 男女がともに仕事と家庭を両立していくための環境



## 少子化のもたらす影響

少子化のもたらす影響は、経済面では、労働力人口の減少と経済成長への影響、また、高齢者等の増加に伴う公的負担の増加による国民の生活水準への影響などが懸念されます。また、社会面でも、家族の形態の変容や地域社会の変容など様々な面で懸念されています。

表1- 4 少子化のもたらす影響

少子化のもたらす影響
・ <b>経済面</b> での影響……労働力人口の減少と経済成長への影響…労働力供給、貯蓄率の低下 国民の生活水準への影響……公的負担増による可処分所得の減少
・ <b>社会面</b> での影響……家族の変容………単身世帯、子どものない世帯の増加 子どもへの影響………健やかな成長への影響 地域社会の変容………住民行政サービスの不足、 社会資本、自然環境の保持不可

(平成9年10月厚生省 人口問題審議会報告ほか)

## 子育て環境の変化の背景

戦前、産業構造が第1次産業中心であった時代には、多世代同居、いわゆる大家族が社会の基礎的単位でした。そこでは家族の構成員の全てが農作業などの生産労働に従事するのはごく当たり前のことであり、母親も例外ではありませんでした。母親は、生産労働に従事しながら子育てを行う一方、祖父母や兄弟姉妹など家族全体、さらには地域社会の支援を得、子育てを担ってきました。

しかし、わが国の産業構造は、昭和30(1955)年代以降高度経済成長期を通じて急速に転換し、この過程で家族の中の妻の役割も大きく変化しました。急速にサラリーマン化が進む中で、核家族世帯では「夫は外で仕事を、妻は家庭で家事・育児を担う」という役割分業が確立し、昭和45(1970)年代までは、家事労働に専念する専業主婦の数は増加を続けました。

そして、「夫は外で仕事、妻は家事・育児」という役割分業意識は、女性が社会進出した以降も引き継がれ、家事・育児の責任は、夫(父親)に分担されず、もっぱら妻(母親)に課されたまま、さらに仕事という女性にとって過重な負担を強いる状況が生まれました。

また、急速な都市化により形成された郊外地域では、子育てを受け止める地域社会は十分に形成されておらず、このことがさらに母親の育児への専念、集中を招きました。

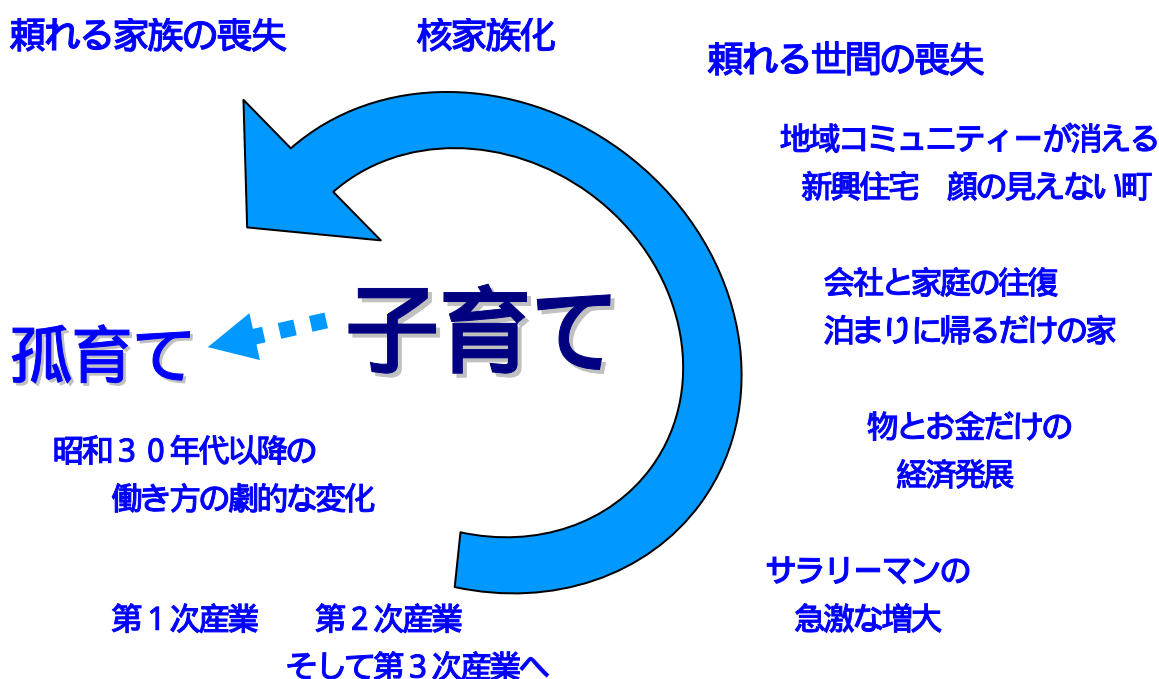
このように、核家族化、郊外化が進む中で、子育ての責任が母親に集中するとともに、子ども時代を少産少死時代に過ごした現在の母親には、我が子を持つまで乳幼児を世話したことがないものや、子どもとの接触体験に乏しいまま親になるものも増えています。こうした中で、多くの子育て家庭が子育てには大きな不安を感じ、育児不安を訴える母親、育児ノイローゼに陥る母親が増えており、以前のように頼れる家族や世間が喪失してしまっ

た現在、子育ては、一言で言うと孤独な子育て「孤育て」となっています。

母親が子育てに重圧やストレスを感じながら子どもに接することは、子どもの心身の健全な発達に好ましくないことはいうまでもなく、児童の虐待という事態に至ることもあります。

孤独な子育てを強いられている母親にとっては、必要な子育て支援として、孤独から開放される場と機会が必要です。そして、それは母親の社会参加を支援する場として機能することも求められています。さらに、子育て支援は親を育てる支援でもなければなりません。親も子ども共に育っていく過程に携わることで、支援者もまたいろいろな喜びを与えられます。そうした双方向の支援の輪を広げていくことが大切です。最近の子育てに見られる危機的状況を試金石として、真の子育て支援を展開していく努力を地域社会で続けていくことが求められています。

図1 - - 15 子育て環境の変化



平成10年度版、平成15年度版「厚生白書」少子社会を考える、

「子育てと出会うとき」大日向雅美 NHKブックス ほかを参考に、鈴木真廣作成

## 基本理念及び基本的視点

### 1 基本理念

この計画では、

**子どもは地域の宝**  
**すべての子どもと子育て家庭の育ちを**  
**地域みんなで支える**

を基本理念とします。

私たちはこの計画が見据えているこれからの10年の間に、「子どもを地域の宝として、全ての子どもと子育て家庭の育ちを地域みんなで支える」子育てを実現したいと考えています。地域にいる人同士がお互いに顔見知りになって、子どもや子育て、あるいは地域のために輝いている自分に気づき、関わり合い、学びあい、皆が子どもを愛し、子どもは皆から愛されていると実感できるような、そんな地域社会の中で子育てを実現したいのです。この地域社会をこの計画では「新たな地域像」と表現しています。そして、この計画では、子どもや若者の健やかな成長と自立を保障し、世代・性別・職業・立場などの違いを越えてみんなが生き生きと共生できる地域社会の実現を目指します。

そもそも子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあることは言うまでもありません。もちろん、子育てについては、家庭が個別にその責任を担っていることに異論はないのですが、これに併せて、地域社会こそ、これから親になる人も含めて、子どもや子育て中の人たちに対して、親として育つことを支えるという大きな責任を担っているという視点を認識することが大変重要です。

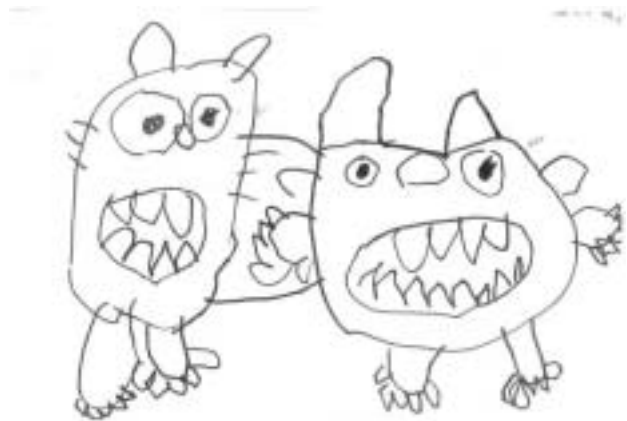
基本理念を実現するために、以下のとおり、二つのアプローチが不可欠です。

一つ目は、地域のなかでの人と人との関わり合い、育ち合いを通して、家庭と地域で子育ての意義が語られ、深められ、ともに育てる喜びが実感できるような関係づくりの実現です。

性別や年齢などの既存の限られた枠組みの中だけで形成されてきた関係を越えて、地域の中で様々な人たちが子育てに関わり合い、地域全体で子どものことを考え合うことを通して、お互いが交わり合い、個々の能力を発揮し合い、それぞれの知恵や経験を出し合い、地域の中で誰もがその存在感を実感しながら、子育てを応援していく関係を作っていくことが、今

こそ必要なのです。

二つ目は、子どもは地域の中で人と人を繋げる原動力であり、この子どもの持つ力が地域を変えるという発想の実現です。元来、「子は鎡(かすがい)」と言われてきました。文字通り、子どもの本来持つ魅力を存分に活用して、人と人を繋ぎ交わらせるということです。現代生活においては、それぞれの世代が輪切りで別々の生活圈を作ってしまうと、その中で完結している状況です。しかし、そのような状況の中でも、子どもの存在は異色です。地域の人と人を結びつける力をもっています。いわゆる子ども力で、異なった世代間をつないでいこうというのです。そのためには、子どもの周りに大人が出向く機会を増やしていくとともに、子どもを同じ時代を生きる仲間として捉えて、子ども自身がそれぞれの地域社会の一員として参加、参画していく場を用意していくことも考えていく必要があります。でも、実はひたむきに遊ぶ子どもたちが身近にいてくれること、あるいは子育てに喜びを感じて明日への希望が溢れている親子がそばにいてくれること、ただそれだけで地域もそこから未来への活力を手にするのです。



絵：はやま ゆめ

図1- -1 すべての子どもと子育て家庭を支える新たな地域像イメージ



【地域の概念】

「基本理念」での「地域」は、ベビーカーを押していける程度の生活圏における「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに、働く場も含めた概念として使っています。



## 2 基本的視点

地域の力で支える子育て社会の実現のために、この計画は「子ども・若者」、「親」、「地域」の3つの柱を立ててそれぞれの当事者の視点で、課題に取り組むこととしています。

### (1) 子ども・若者

私たちは愛情に包まれて育ちたい

～子どもの権利・健やかな成長・自立する力～

子どもは、誰でも愛情に包まれて育ちたいと願っています。そのためには、子どもにとって何が一番よいか、つまり子どもにとっての最善の利益を考え、子どもを一人の人間として尊重し、子ども自身にとっても生まれてよかったと思える環境づくりが重要と考えます。

子どもが社会の一員として尊重され、同じ時代を生きる仲間として、社会に参加・参画していくことが認められ、理不尽な理由で虐待やいじめ、差別など辛く悲しい思いをすることのない社会をつくるのが大切です。

また、自然や人と直接ふれあい、心身ともにたくましく健やかに育ち、地域の人たちや自然と関わり合う経験も必要です。さらには、乳幼児の頃から生命の大切さを学び、生命を次代に伝え育んでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深め、自立した若者へ、次世代を担う親として成長できるよう支援していくことが重要です。特に近年、引きこもりや不登校、いわゆるフリーターやニートの増大など、若者の社会的な自立が難しくなっている現状があります。

意欲にあふれた子どもたちや若者が、生きる力を発揮して活動的な社会人となり、自立して次代の社会を担っていくことができるようにしていくことが大切です。

人は一人ひとり違った環境で生まれ育ち、個々の家庭を取り巻く状況もそれぞれです。子どものための最善の利益を基本として、それぞれの家庭のニーズに即した子育て支援策を選択できる体制づくりが重要です。

### 次世代育成に向けての 基本的考え方(子ども・若者)

- ・私たちは、子どもが社会の一員として尊重され、生まれてよかったと思える地域社会の実現を目指します。
- ・私たちは、生命の大切さ、家庭を築くことの大切さの理解を深め、自立した若者へ成長できるよう支援します。
- ・私たちは、個々のニーズに即した支援策を選択できる体制をつくります。

## (2) 親(出産・育児・家事・仕事)

私たちは安心して子どもを生み、育てたい

～親の育児力の向上・家庭と仕事の両立・多様な働き方の実現～

子どもを生み育てることの喜びや愛情に包まれた家庭を築くこと、生命を次代に伝え育ていくことの大切さは、何ものにも代えることはできません。

もちろん、結婚や出産は個人の自己決定にゆだねられるべきものです。一人ひとりが自己の価値観に即した生き方で、結婚や出産、子育てが無理なく選択できる環境づくりが重要です。

家族形態の多様化、小規模化、孤立化が進み、働き盛りの大人たちの時間のほとんどが仕事に吸収されています。孤立感や閉塞感で行き場のない子育てをしている親たちを支える必要があります。

親子で向かい合う経験をあまりできないまま育って成人となり、子育て等に関する知恵、技術の伝承がなく、親としてのモデルをもっていない親の子育てに対する不安や負担を解消することが必要です。また、子育てを積極的に捉えて、子育てサークルなどへの参加の場を求めている親たちには、その機会を身近に用意することなどの支援も必要です。

一方、家庭において夫婦が子育ての喜びを共有することが大切です。父親が親としての役割を果たすことは、母親の育児ストレスや不安の解消のみならず、子どもの健全な育ちのためにも重要です。また、地域の関わり合いの中で子育て・親育てを支援していくことも大切です。そのためには、職場をはじめ地域社会が子育てを応援する体制づくりが必要です。

女性にとっては、結婚や子育てを理由として社会活動を制限されることなどに対する不安もあります。子育てしながらも働きやすい職場環境の整備や、一時的に家庭にいても自分自身のキャリアが継続でき、同じ保障が得られる仕組みがあった上ではじめて女性の選択権が保障されているといえます。仕事をずっと続けていく女性の支援に加え、いったん辞めてもまた勤めたい、子育て中も自己実現したい母親たちを支援していく、こういった多様な生き方が可能な地域社会の実現が求められています。

社会経済情勢の変化や少子化の進展に伴い、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわる親のニーズは大きく変化してきています。小児医療、母子保健などの多様なニーズに対応した体制の整備も求められています。

これからは、若いカップルが安心して子どもを生み育てられるような社会環境づくりや、職場優先の風土を是正して「働き方の見直し」など、個人が望む結婚や出産を妨げる様々な要因を取り除く総合的な施策を推進することが重要です。

私たちは、子育てに伴う不安や負担を軽減し、若い人たちが結婚に対し夢をもち、安心し

て子どもを生み、子どもを育ててよかったと実感できる地域をつくりたいのです。

### 次世代育成に向けての 基本的考え方(親)

- ・私たちは、自己の価値観に即した生き方で、結婚や出産、子育てが無理なく選択できる環境をつくります。
- ・私たちは、夫婦が子育ての喜びを共有できる家庭、地域が子育てをしている全ての家庭を応援する体制をつくります。
- ・私たちは、多様な生き方が可能な地域社会の実現を目指します。
- ・私たちは、若い人たちが結婚に対し夢をもち、安心して子どもを生み、子どもを育ててよかったと実感できる地域をつくります。

### (3) 地域

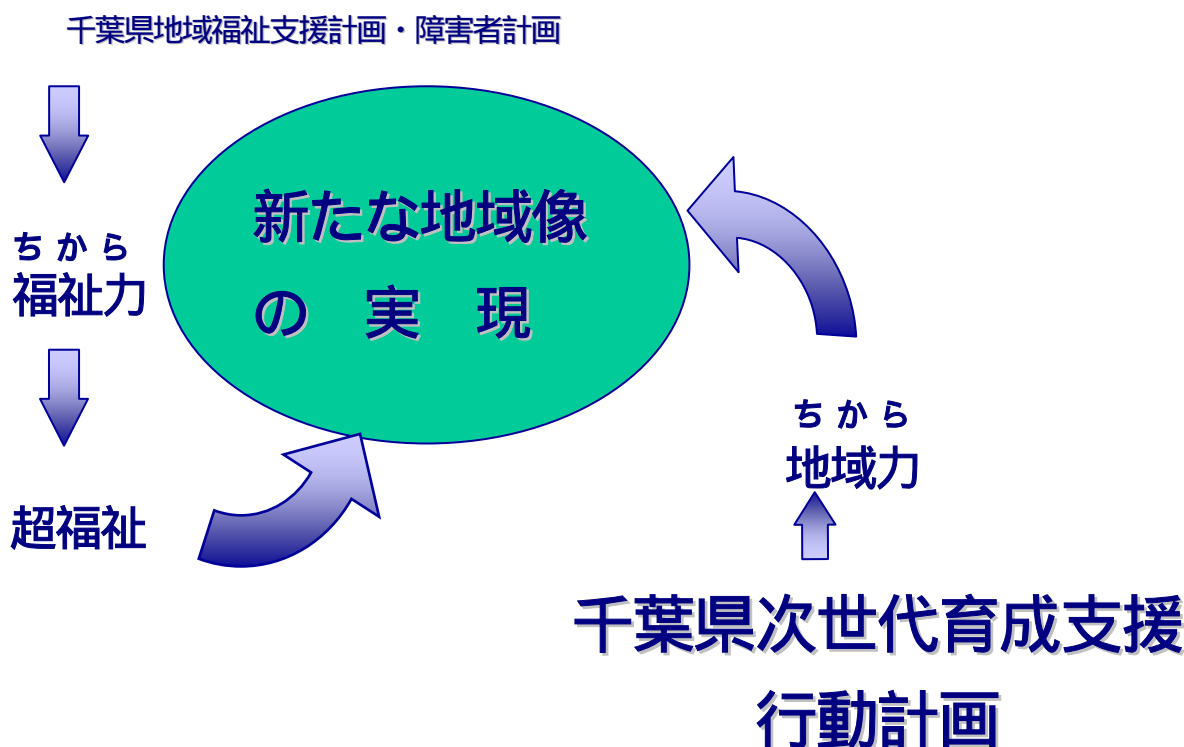
私たちは子どもの笑い声があふれる地域をつくりたい  
～子どもがつなく新しい地域力～

かつて家族や地域・集落が担っていた次代の育成を支援する機能を昔に帰るのではなく、21世紀型の新しいコミュニティとして再び地域に創りだし、地域の関わり合いの中で子育て・親育ちを支援していく必要があります。

千葉県地域福祉支援計画では、キーワードを「福祉力(ちから)」としました。この考え方をもう一歩進めて、新しい時代の力を「新しい地域力(ちから)」と捉え、世代を越えて、“いろいろな人たちが相互に関わり合いながら、「新たな地域像」の実現を目指す”ことが次世代を育成する上で何よりも大切なことです。

そのために、県民一人ひとりが主人公になって次世代育成に必要な人づくりと関係づくりの輪を確かなものとして創り出し、つなぎ広げていくという行動を自分たち自身の身の回りから始めてみる必要があります。

図 1- -2 新たな地域像の実現イメージ



【「福祉力」と「地域力」の関係】

この計画は、先に策定された千葉県地域福祉支援計画の子どもプランにあたるものです。千葉県地域福祉支援計画では、キーワードを「<sup>ちから</sup>福祉力」としました。「福祉力」とは、「潜在的に持っているみんなのために何かしたいという気持ちと行動力」を意味しています。同計画では、人や地域が持つ「<sup>ちから</sup>福祉力」をネットワーク化して、「新たな地域福祉像」(誰もが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らすことができる)を実現することを目指しています。そのためには、従来の福祉の枠を越え、地域福祉の視点から、保健医療、教育、就労、まちづくり等様々な分野をコーディネートしていくこととしています。(これを「超福祉」と呼んでいます。)

福祉から出発した「地域住民それぞれが主役」となった動きは、福祉の枠を越え、就労、農業、環境、観光など様々な分野とクロスオーバーするとともに、ソフトとしての地域福祉と住宅や道路などのハードが一体化した「地域社会づくり」そのものへと発展しつつあります。こうした地域社会づくりを「新しい地域社会づくり」と呼んでいます。

「次世代育成支援対策」は、「地域福祉支援計画」で示した「福祉の視点から各分野をコーディネート」すべき課題というより、福祉・教育・保健医療・就労・男女共同参画等それぞれの分野における喫緊の課題です。このため、この計画では、「福祉」の視点からではなく、「地域全体」の視点からみた「潜在的に持っているみんなのために何かしたいという気持ちと行動力」を「地域力」としました。

子どもの存在が人々の心にもたらす安らぎや喜びは、いつの時代においても普遍的価値を持っています。少子高齢化の進むこれからの時代においては、社会の希望・未来の象徴として、子どもは、今まで以上にかげがえのない貴重な存在です。

子どもは地域の人と人を結びつける力を持っています。まわりに元気を分け与えてくれる力を持っています。子どもが持っているその力、つまり「子ども力」で世代間をつなぐという発想です。加えて、公共施設をはじめとした生活空間において、妊婦、子ども及び子ども連れの人への配慮が行き届いた子育てバリアフリーの実現も重要です。

千葉県では、新しい地域社会づくりが始まっています。

地域にはそれぞれ特色があります。自然、風土、住民の気質、人口規模、年齢構成、家族構成、地域のコミュニティの状況、経済状況、産業構造、社会福祉資源の状況等それぞれ違います。地域の特性やニーズに応じた創意工夫を活かし、幅の広い視野から地域の資源に目を向け、活用していく取組みが必要です。そのためにも地域住民自らが主体となった、みんなが出番の取組みが不可欠です。

障害の有無や年齢、性別に関係なく、みんながそれぞれの持ち味を出しながら、仲良く暮らしていきたいと考えます。福祉の枠を越え、住宅や道路、就労、農業、教育、環境、観光など、様々な分野がクロスオーバーしたみんなで作る新しい地域社会に向かって大きく動き出し、ひとつのうねりを作りたいと思います。

このうねりの中に次世代育成のうねりも加え、子どもと子育て中の家庭に対し、地域全体が祝福のシャワーを与えることができる地域をつくっていく必要があります。その中で、私たちは子どもの笑い声があふれる地域をつくりたいと思います。

### 次世代育成に向けての 基本的考え方(地域)

- ・私たちは、新しい時代の力を、「新しい<sup>ちから</sup>地域力」ととらえ、「子ども力(子どもの力で人と人をつなぐという発想)」により、世代を越えて、いろいろな人たちが相互に関わり合いながら、「新たな地域像」の実現を目指します。